

しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」  
ボランティアサポーター（しまコサポーター）設置要綱

（目的）

第1条 しまね縁結びサポートセンター（以下、「センター」という。）は、しまねコンピューターマッチングシステム（以下、「しまコ」という。）に登録した会員同士のお引合せ等について、ボランティアとして支援する者を、ボランティアサポーターとして登録する。

（名称）

第2条 ボランティアサポーターは、「しまコサポーター」（以下、「サポーター」という。）と称する。

（役割）

第3条 サポーターの役割は、次のとおりとする。

- (1) マッチングした男女のお引合せの日程・場所の調整及び立会い
- (2) お引合せ後の交際フォロー

（登録要件）

第4条 サポーターは次の要件全てを満たす者とする。

- (1) 島根県内に在住又は勤務していること。
- (2) 婚活中（結婚を希望する者をいう。）でないこと
- (3) 営利を目的とする婚活関連業（結婚相談所や婚活イベントなど結婚を業とする事業をいう。）を行う者ではないこと
- (4) 営利目的又は勧誘目的の者ではないこと
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）ではないこと。
- (6) 特定の政党、政治団体又はこれに類する団体の利益になるおそれのある活動を行う者ではないこと。
- (7) 特定の宗教団体又は特定の教義の普及を目的とする団体の利益になるおそれのある活動を行う者ではないこと。
- (8) 個人情報等（氏名、居住する市町村名、顔写真）をしまコ会員、他のサポーター及びとっとり出会いサポートセンターがシステム上で閲覧できることに同意すること。
- (9) しまコシステム上での会員とのやり取りをセンターが確認することに同意するとともに、センターから注意又は指導等があった場合にはこれに従うこと。
- (10) スマートフォン、パソコン又はタブレット端末等によりインターネットが使用できる環境にあること及びしまコシステムからのメールが受信できる環境にあること。

（登録方法）

第5条 サポーターとして登録しようとする者は、理事長にボランティアサポーター（しまコサポーター）登録申込書（別紙様式1）に誓約書（別紙様式2）及び写真付身分証明書の写しを添えて提出し、登録の申し込みを行うものとする。

- 2 登録を承認した者については、センターが実施する研修（しまコサポーターの活動、個人情報の取扱い等）を受講後、登録証を交付するとともにしまコシステムに速やかに登録する。
- 3 サポーターとして登録した者は、任期中、毎年度センターが実施する研修を受講するものとする。

(任期)

第6条 サポーターの任期は以下のとおりとする。なお、任期の期数については、令和6年度以前のはぴこサポーターから通算することとし、最初の登録期間を第3期とする。

- (1) 第3期 登録の日から2028年3月31日
- (2) 第4期以降 前期の終了日の翌日から3か年の期間

2 前項の任期終了後に、登録を継続する者は、登録の更新を行うものとする。

なお、登録を更新する場合は、第5条第1項の規定に関わらず、理事長が別に定める更新の申込書により行うものとする。

3 次の場合は登録を更新しないことができるものとする。

- (1) 任期中のしまコサポーターとしての活動が全くなされなかった場合
- (2) 第7条の規定に違反する行為があった場合

(禁止事項)

第7条 サポーターは、その任期中及び任期が満了した後において、以下の行為を行ってはならない。

- (1) サポーターとしての活動において知り得た個人情報を第三者（家族を含む）に漏らすこと又は適正な管理を怠ること。
- (2) しまコで閲覧した個人情報を複写若しくは複製又は保管すること。
- (3) しまコのログインID及びパスワードを第三者に漏らすこと又は第三者にしまコシステムを操作させること。
- (4) その他会員の身体、生命、財産に損害を与え若しくは名誉を棄損した場合又は他のサポーター若しくはセンターの信頼を損なう行為を行うこと。

(登録の取消)

第8条 サポーターが以下のいずれかに該当するときは、理事長はサポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める登録要件を満たさなくなったとき
- (2) 第7条に定める禁止事項に該当するとき
- (3) 心身の故障、その他の理由によりサポーターとしての活動を行うことが困難になったとき

2 前項の規定により、サポーターの登録を取り消した場合、又は本人の申し出によりサポーター登録の辞退があった場合は、当該サポーターは、第5条第2項の登録証を返納するものとする。

3 サポーター登録を取り消した場合、又は本人の申し出によりサポーター登録の辞退があった場合は、速やかにしまコシステムから削除する。

(報酬及び必要経費)

第9条 サポーターは無報酬とする。ただし、お引合せに同席する際の交通費は、お引き合わせを行った会員から受領する。なお、交通費の金額は、しまコ利用規約の定めによる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

(別紙様式1)

しまねコンピューターマッチングシステム「しまこ」  
ボランティアサポーター(しまこサポーター)登録申込書

年 月 日

この度、しまね縁結びサポートセンターの事業趣旨に賛同し、下記のとおりしまこサポーターとして申し込みます。

フリガナ		性別	未婚 ・ 既婚
氏名		男・女	
生年月日	西暦 年 月 日		
住所	(〒 - )		
TEL(連絡先)	( ) -		
メール	※メールアドレス確認のため、センターからメールを送りますので、届きましたら返信をお願いします。		
職業			
勤務先			
活動条件 ( )に活動可能な 時間を記入	平日	可 (希望時間 : ~ : )	・ 不可
	土曜	可 (希望時間 : ~ : )	・ 不可
	日曜	可 (希望時間 : ~ : )	・ 不可
	祝日	可 (希望時間 : ~ : )	・ 不可
住所地以外で活動可能な市町村	あり ( ) ・ なし		
お見合い会場への 主な交通手段	自家用車 ・ J R ・ バス ・ タクシー ※複数回答可		
婚活 ボランティア経験	有 ( 島根はっぴいこーでいねーたー ・ その他 ( ) ) ・ 無		
備考			
※システム公開用の写真及び本人確認のための写真付身分証明書(運転免許証・パスポート等)のコピーをセンターに持参または郵送してください。身分証の原本の場合は、センターでコピーします。			

(別紙様式2)

## 個人情報の適正な管理に関する誓約書(しまコサポーター)

令和 年 月 日

一般社団法人しまね縁結びサポートセンター理事長 様

住所

氏名(自署)

私は、しまコサポーターとして登録し、活動するにあたり、しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」ボランティアサポーター(しまコサポーター)設置要綱第4条(登録要件)を全て満たす者であること及び、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

1. 本活動を行う期間中は、個人情報保護法及び関連法令並びに貴センターが規定する個人情報に関する諸規程を遵守し、誠実に活動します。
2. 本活動に伴い知り得た会員等の個人情報は、本活動を行う期間中はもとより、活動終了後も、第三者に開示、提供、漏洩及び自ら使用しません。
3. 相談者又は貴センター(しまコシステム含む)から私あてに提出又は提供された相談者等の個人情報が含まれた書類、記録媒体及び情報等は、貴センターが定めた目的及び利用方法以外には利用しません。また、それらは、私の責任において適切に管理及び処分し、複写しません。